

仕様書

第1 件名

「町田ゆかりの作家の目線で巡るアートレッスン体験ツアー」実施委託

第2 目的

町田市は、田河水泡、白洲正子、遠藤周作、常盤新平、森村誠一等、著名な作家たちが創作活動を行ってきた街であり、市内には彼らにゆかりのある場所が数多く存在する。そこで、「町田市観光まちづくり基本方針」を踏まえ、地域資源としての“ゆかりの場所”を結んだモニターツアーを企画・実施する。ツアー内容は、散策のみならず、アートレッスンを盛り込んだ体験型のものとなるよう工夫し、作家の視点から見た市の魅力を訴求する着地型旅行商品の企画・造成へと繋げるものである。

また、日本の文化体験やポップカルチャー体験を求めている外国人旅行者の誘致にも効果があると考えられ、多くの作家が活動している東京都において、地域文化を活用した外国人旅行者の誘致を推進するモデル事業になるよう目指す。

なお、本事業は、一般社団法人町田市観光コンベンション協会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成31年9月30日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

- 1月～2月 観光資源調査（作家・著作に関する地域資源の掘り起こし）
- 2月～4月 モニターツアーの企画、広報・PR 媒体の制作、参加者募集
- 5月～7月 モニターツアーの実施（計6回程度）
- 8月～9月 効果検証、課題整理、報告書等作成

第6 委託内容

1 着地型旅行商品企画・造成

(1) 連携協議会の発足及び運営

本事業の実施に当たっては、企画提案者及び各関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、その中で、モニターツアーの企画・実施や、広報・募集等について検討をしていく。なお、協議会は月1回程度実施予定である。

受託者は、協議会開催の都度、TCVB 及び企画提案者と協議の上、協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

(2) 観光資源調査（作家・著作に関する地域資源の掘り起こし）

作家の視点から見た町田市の魅力を訴求する着地型旅行商品の企画・造成へ向け、小田急小田原線の鶴川駅、玉川学園前駅、町田駅の3駅周辺に点在する作家ゆかりの場所について、1月～2月の間に観光資源調査を行い、具体的にリストにまとめること。リストを作成するには、当該観光資源の訴求ポイントやストーリー性等についてもあわせて整理し、モニターツアーの企画の際に活用しやすい内容となるよう工夫すること。

(3) モニターツアーの企画

「町田市観光まちづくり基本方針」、(2) 観光資源調査の結果等及び以下の点を踏まえ、モニターツアーを作成すること。ツアーには、何気ない日常の風景から芸術文化作品を創作する「風景の見方」を非日常体験として楽しむアートレッスンを盛り込んだ体験型のものとなるよう企画すること。

各ツアーのテーマと、それに基づくルート、掛け合わせるアートレッスン、レッスンの講師役、内容については提案によるものとし、契約締結後、企画提案者及びTCVBと協議の上、承認を得た後に決定すること。なお、ツアーの企画にあたっては、ストーリー性を持たせ、より訴求力のある内容となるよう工夫すること。

- ① 対象者 : 以下ア、イをメインターゲットとする。
 - ア) 町田市外の日本人・若年層（作家のファンで聖地巡礼を楽しみたい方や、SNS投稿したくなる風景や体験を求めている方）
 - イ) 外国人（日本芸術文化に関心のある方）
- ② 人数 : 計120名程度（1回あたり20名程度を想定）
- ③ 回数 : 計6回程度（内2回は外国人対象のものとする）
- ④ コース本数 : 4本
- ⑤ ルート : 基本徒歩で移動可能な行程とすること
- ⑥ アートレッスン : 水彩画、写真撮影、イラスト、版画等
- ⑦ 講師 : 町田ゆかりの現役アーティスト

<コース例（イメージ）>

- テーマ : 「歌人・俳人ゆかりの地」
- ルート : 町田駅→日新小学校跡→川田總七生家跡→下村照路旧居跡→祥雲寺→国際版画美術館
- アートレッスン : 版画レッスン
- 講師 : 鷺野佐知子氏（木版画家、日本版画協会会員）
- 内容 : 歌人・俳人の作品からかつての町田の情景を思い浮かべながら、木版画を制作するレッスンを盛り込んだ体験型散策ツアー

(4) モニターツアーの実施

(2) および(3)により造成した、TCVB 及び協議会の承認を得たコースに基づいたモニターツアーを計4回実施すること。内容は以下の点に留意することとし、企画提案者及びTCVBと協議の上決定すること。

- ① モニターツアーは、着地型旅行商品を実施するにあたり参加者の意見を吸い上げることを目的とする。
- ② 実施時期は、平成31年5月～7月の間を想定するものとする。
- ③ ツアー中の移動は基本徒歩によるものとし、他の移動手段が必要になった場合は、原則公共の交通機関(電車や市内バス)を利用すること。
- ④ アートレッスンの講師の他に、町田市に精通したガイドを1名同行させること。また、外国人対象の2回については通訳を同行させる、もしくは通訳兼務可能なガイドを選定すること。
- ⑤ 参加者に配布出来るよう、ゆかりの場所やルート等を掲載したマップを制作すること。仕様については提案によるものとし、企画提案者及びTCVBと協議の上決定すること。
- ⑥ 見学内容については各施設と調整の上、実施すること。
- ⑦ モニターツアーの参加者全員にアンケートを実施した上で、商品造成に向けた課題整理を行い、その結果に基づき効果測定及び課題抽出を行い、企画提案者にフィードバックすること。フィードバックを行う際には、本事業の継続性についても検証し、企画提案者に結果を提示すること。次年度以降、協議会を継続するための課題整理と解決策案等も可能であれば提示すること。
- ⑧ モニターツアー参加者からは参加者が負担する必要経費の約3分の1(百円未満端数は、原則、切上)の金額を徴収し、収入とする。収入金額は事業効果を高めるための特典(例：作家が愛した町田の名産品、作家関連グッズ、その他ツアー内容にちなんだ物品等)の費用にすべて充当し、事業に活用すること。
- ⑨ 悪天候等によりモニターツアー開催が困難な状況の場合は、日程の変更について企画提案者及びTCVBと協議し、各種調整を行うこと。
- ⑩ モニターツアーの催行に関しては、旅行業法上の規定を順守すること。また旅行業を有する事業者でモニターツアーを催行すること。
- ⑪ 実施にあたっては、ツアー参加者を保障する損害賠償保険等に加入する等、不測の事態に対しても受託者の責の範囲内で対応できるよう想定すること。
- ⑫ その他、実施に係る利用許認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

(5) 広報・PR媒体の制作・活用

ツアーのPR及び参加者募集のため、効果的なPR媒体を制作・活用すること。内容は以下の点に留意することとし、企画提案者及びTCVBと協議の上決定すること。

- ① チラシ
 - ア) ツアーの概要を記載するものとし、ツアーの魅力が伝わるようなデザインとすること。
 - イ) 日本語と英語の2言語にて対応すること。

- ウ) 仕様については、エで想定する設置場所に応じて効果的なものとし、協議の上対応すること。
- エ) 町田市外で本事業を広く周知し、対象者に訴求する設置場所を提案すること。また、モニターツアー対象の各施設に設置する他、鶴川駅、玉川学園駅、町田駅周辺の商店街の店舗や周辺施設にも設置すること。
- オ) エで配布するにあたり、効果的な部数とすること。
- ② 参加申込 WEB ページ
 - ア) 日本語と英語の2言語にて対応すること。
 - ウ) WEBサイトの管理サーバは原則受託者にて用意すること。制作するWEBページの権利は提案者に帰属とするため、ドメインを取得し、次年度以降に企画提案者に引き継げる体制を整えること。
 - エ) 企画提案者所有のWEBサイトからリンクができるよう、リンク用のバナーを作成すること。
- ③ 企画提案者所有の既存のSNS (Facebook、Twitter 等)
 - ※アップロード用の素材 (画像、映像等) を企画提案者に提供すること。
- ④ コンセプトムービー
 - ア) 対象者が自己投影出来るような出演者 (旅人) が、地元の方々と交流しながら、町田市内に点在する作家ゆかりの場所を巡り、町田の魅力に触れるストーリーをコンセプトとする。作家の目線で見た町田の魅力を発信出来るような内容とすること。
 - イ) ナレーションは原則無しとするが、効果的なBGMを活用すること。
 - ウ) 長さは、3分間程度とすること。
 - エ) 映像は、モニターツアーの参加者募集に活用するだけでなく、企画提案者所有のWEBサイト、SNS、サイネージ等への掲載を想定して制作すること。

5 「町田ゆかりの作家の目線で巡るアートレッスン体験ツアー」実施委託のためのツールブック」の作成

上記1～4を実施していく中で、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク (Rマーク) を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。

	包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準 1 を満たすこと。
--	---

6 報告書類の提出

受託者は、1 から 4 の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。なお、作成の際は次年度事業計画に際して参考となる内容も含むこと。

(1) 事業実施報告書

記載内容については東京観光財団と協議の上作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

2 観光資源調査の実施

3 モニターツアーの企画

4 モニターツアーの実施

5 広報・PR 媒体の制作

6 事業の成果

7 今後の課題

8 今後の展開

9 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A 4 色：4 色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 86.5kg（総合評価値 80 以上） （本文）再生上質紙 A判 57.5kg（総合評価値 80 以上） 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項 5 「町田ゆかりの作家の目線で巡るアートレッスン体験ツアー」実施委託の作成の「その他」右欄に同じ

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については、東京観光財団と協議の上作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の課題

規 格	大きさ：A 3 頁 数：1 枚・中折片面・見開き 色 ：4 色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上）
その他	前項 5 「町田ゆかりの作家の目線で巡るアートレッスン体験ツアー実施委託」の作成の「その他」右欄に同じ

第 7 納入物件

- | | |
|--|-----|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 「町田ゆかりの作家の目線で巡るアートレッスン体験ツアーのためのツールブック」 | 10部 |
| 4 1 及び 2 の電子データ（DVD-R 等） | 2 部 |
| 5 3 の電子データ（DVD-R 等） | 2 部 |
| 6 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2 部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、東京観光財団に協議を行うこと。

第 8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は東京観光財団であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) 東京観光財団の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行う等、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、東京観光財団や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに東京観光財団に報告すること。
- 4 受託者は、平成 31 年 1 月から平成 31 年 9 月までの間、毎月 1 回以上、東京観光財団に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、東京観光財団と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と東京観光財団は双方協議の上、随時に打合せ等を行うことができる。

- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を東京観光財団に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、東京観光財団又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに東京観光財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行う等、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、東京観光財団の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、東京観光財団の指示により、必要な措置を講ずること。

第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、東京観光財団と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、東京観光財団の確認を得ること。また、進捗状況に関する東京観光財団の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、東京観光財団と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団
地域振興部事業課 谷口・畠中
東京都新宿区山吹町3-4-6番地6 日新ビル2階
電話（直通）03-5579-2682